工事目的物の保証に関する事項
③　保証条件等（無償修理保証※３の期間及び保守部品の供給保証期間※４）
標準案に対する無償修理保証期間及び保守部品の供給保証期間の提案を数値方式で評価。
なお、評価の上限はいずれも20年とし、上限を上回る提案は上限で評価する。
（標準値：２）
（無償修理保証期間（１年）×1.0）＋（保守部品の供給保証期間（５年）×0.2）

２）評価指標
【数値方式】
評価項目の項目別配点は、評価数値により算出する。最高の評価数値の提案者を満点、標準値又は評価に値しないものを０点とし、評価数値に応じ按分した点数を付与する。
なお、製作予定者毎に提案できることとするが、提案内容が異なる場合は、低い評価数値を採用する。
【判定方式】
評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良上／良／良下／可、又は有／無を判定し、判定結果に応じて点数を付与する。
なお、製作予定者毎に提案できることとするが、提案内容が異なる場合は、低い判定結果を採用する。
優：標準案に比べ、非常に優れているもの。
良上：良に比べ、やや優れているもの。
良：標準案に比べ、優れているもの。
良下：良に比べ、やや劣っているもの。
可：標準案又は標準案と同等であるもの。
※１　評価項目「機器等の維持管理性向上に資する提案」の提案内容の記載に関しては以下のとおりとする。
・提案数は、最大３提案までとする。
・３提案のうち１提案に記載できる提案内容は、２行以内、１行当たりの文字数は48文字以内とし、この内容を評価の対象とする。２行を超える技術提案又は１行当たり48文字を超える技術提案は不採用とする。
・３提案を超えている場合はその評価項目に関するすべての提案を不採用とする。
※２　評価項目「施工計画書に記載する配慮事項」の提案内容の記載に関しては以下のとおりとする。
・設計図書に示す施工をする上で、配慮すべき事項として着眼点が適切かつ具体的に記載されているかを評価する。
・提案数は、Ⅰ及びⅡについて各々１提案までとする。
・２提案のうち１提案に記載できる提案内容は、２行以内、１行当たりの文字数は48文字以内とし、この内容を評価の対象とする。２行を超える技術提案又は１行当たり48文字を超える技術提案は不採用とする。
・Ⅰ及びⅡについて各々１提案を超えている場合はその評価項目に関するすべての提案を不採用とする。
※３　無償修理保証の内容は、保証対象外となる下記の事由以外による故障や損傷の交換部品の費用を含めた一切の修理費用とする。ただし、故障や損傷の際に、道路交通の安全確保のため中日本高速道路株式会社が自ら実施した調査、応急復旧、機能の補完対応、監視などの費用を除く。
・使用上の誤り並びに製品の取扱説明書等に記載された取扱方法及び注意事項に反する取扱いによって生じた故障や損傷。
・製品の改造や指定品以外の部品の使用に関連した故障や損傷。
・他の機器に起因して受けた故障や損傷。
・偶然、かつ外的要因（物体の衝突、落下、衝撃、倒壊、圧力等の負荷、液体・薬品等の付着、水没など）により生じた故障や損傷。
・火災、地震、風水害、落雷、津波、その他天災地変、塩害、公害、異常電圧などによる故障や損傷。
・契約図書に記載された動作条件の範囲外での使用による故障や損傷。
・消耗品・付属品の交換、有寿命部品で使用環境により保証期間中に寿命に達したと明らかに認められる場合。
・各部の通常の使用による汚れ。
※４　保守部品の供給保証期間の提案は、標準仕様書の規定に基づいた期間について、受渡日からの期間とする。

⑶　技術評価点の付与方法　評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良上／良／良下／可を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。
①　機器等の維持管理性向上に資する提案
項目別配点：
優40.00点、良上30.00点、良20.00点、良下10.00点、可0.00点
総合評価点算出用（配点×0.2）：
優8.00点、良上6.00点、良4.00点、良下2.00点、可0.00点
②　施工計画書に記載する配慮事項
項目別配点：
優40.00点、良上30.00点、良20.00点、良下10.00点、可0.00点
総合評価点算出用（配点×0.2）：
優8.00点、良上6.00点、良4.00点、良下2.00点、可0.00点
③　保証条件等
項目別配点：
標準案に対して、最高の評価数値を提案した者を20.00点、標準値を0.00点とし、その他の提案については、提案値に応じ按分した点数（小数第３位を四捨五入し小数第２位とする。）を付与する。
総合評価点算出用（配点×0.2）：
最高4.00点～標準0.00点

⑷　落札者となるべき者の決定方法　総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者となるべき者とする。
総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。
①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）　αの値は「0.2」とする。
②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）
③　価格評価点：０　（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）
((Ｐ／Ｌ×100)－50)／(Ｘ／Ｌ－0.5)（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）
100―200(Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ)（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）
ここに、
Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）
Ｌ：契約制限価格
Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格
【注：契約制限価格を超える者は対象としない】
Ｓ：調査基準価格
ただし、入札価格がすべて調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。

⑸　上記⑷において、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

⑹　総合評価提案の履行に関する事項
①　保証条件等について　受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、「故意による契約不適合」として、その補修又は損害賠償を請求する。
②　その他の評価項目について　受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を最大10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

⑺　本工事の総合評価提案資料の提出にあたって、標準案の内容に対し提案した方法で施工しようとする場合は、その内容を示した総合評価提案資料を提出すること。提案した方法が不採用となった場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合は、総合評価提案資料においてその意思を表示すること。

⑻　総合評価提案の採否　総合評価提案の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。なお、競争参加資格確認結果の通知において、提案した方法による競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案に基づいて施工しようとする者又は提案した方法による競争参加資格を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。